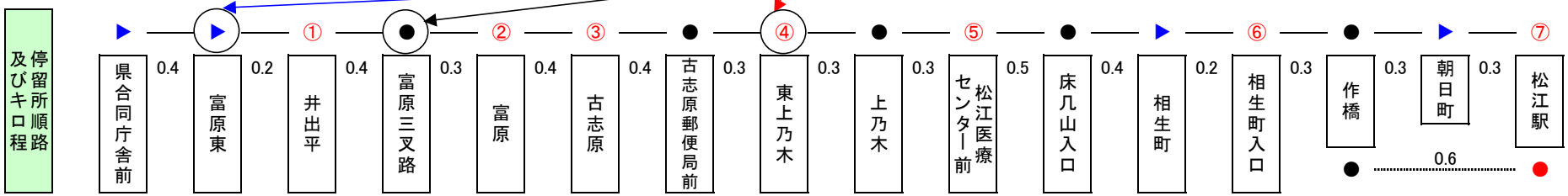


◎運賃表の見方

○「停留所順路及びキロ程」で運賃を調べたい両停留所の停留所名の上のマークや数字を確認してください。



Ⓐ 停留所名の上に数字(①など)が記載してある停留所は区界停留所といいます。区界停留所間の運賃は、【三角運賃表】にそのまま記載されています。

例 : ②富原～⑤松江医療センター前の運賃
 ⇒ 三角運賃表の②富原の行を右に、
 ⑤松江医療センター前の列を下に移動し
 交差した欄の金額150円となります。

					⑦松江駅
				⑥相生町入口	150
					0.9
			⑤松江医療センター前	150	170
				1.1	2.0
		④東上乃木	150	180	200
			0.6	1.7	2.6
	③古志原	150	150	180	200
		0.7	1.3	2.4	3.3
	②富原	150	150	150	190
		0.4	1.1	1.7	2.8
①井出平	150	150	150	160	200
	0.7	1.1	1.8	2.4	3.5
					4.4

	富原	
井出平	150	←運賃
	0.7	←キロ程

Ⓑ 停留所名の上に▲印がある停留所は、指定停留所といいます。【指定停留所一覧】からその指定停留所に対応する区界停留所を見つけ、その区界停留所と同じ扱いをします。

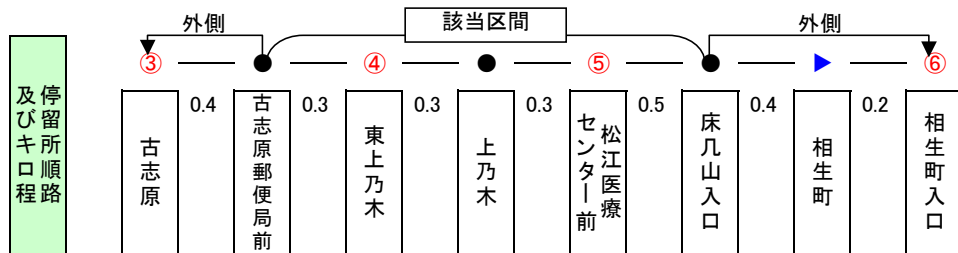
例 : ▲県合同庁舎前～▲朝日町の運賃
 ⇒ ▲県合同庁舎前に対応する区界停留所→①井出平
 ▲朝日町 に対応する区界停留所→⑦松江駅
 ①井出平～⑦松江駅の運賃と同じになり、三角運賃表から230円となります。

○区界停留所	◀指定停留所	キロ程
①井出平	▲県合同庁舎前	0.6
	富原東	0.2
⑥相生町入口	相生町	0.2
⑦松江駅	▲朝日町	0.3

					⑦松江駅
				⑥相生町入口	150
					0.9
			⑤松江医療センター前	150	170
				1.1	2.0
		④東上乃木	150	180	200
			0.6	1.7	2.6
	③古志原	150	150	180	200
		0.7	1.3	2.4	3.3
	②富原	150	150	150	190
		0.4	1.1	1.7	2.8
①井出平	150	150	150	160	200
	0.7	1.1	1.8	2.4	3.5
					4.4

Ⓒ 停留所名の上に●印がある停留所は、外方停留所といいます。該当区間の外側の区界停留所間の運賃と同じ運賃となります。

例 : ●古志原郵便局前～●床几山入口の運賃
 ⇒ それぞれの停留所の外側の区界停留所は、
 ●古志原郵便局前→③古志原、
 ●床几山入口→⑥相生町入口 であり、
 ③古志原～⑥相生町入口の運賃と同じ180円となります。



					⑦松江駅
				⑥相生町入口	150
					0.9
			⑤松江医療センター前	150	170
				1.1	2.0
		④東上乃木	150	180	200
			0.6	1.7	2.6
	③古志原	150	150	180	200
		0.7	1.3	2.4	3.3
	②富原	150	150	150	190
		0.4	1.1	1.7	2.8
①井出平	150	150	150	160	200
	0.7	1.1	1.8	2.4	3.5
					4.4